

岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業費補助金交付要綱

(平成30年7月12日 制定 農園第179号)

(令和2年4月20日 一部改正 農園第49号)

(目的)

第1 水田地帯における園芸作物の産地化を実現するため、岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業実施要領（平成30年7月12日付け農園第178号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に規定する取組主体（以下「取組主体」という。）が実施要領に定める岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第3 別表第1に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 取組主体相互間の、補助金額のいずれか低い額の30パーセントを超える増減
- (2) 取組主体ごとの、計画書の区分に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (3) 取組主体ごとの、計画書の区分に掲げる経費間の配分のいずれか低い額の30パーセントを超える増減
- (4) 取組主体ごとの、計画書の各区分のうち、補助率の異なる事業メニューに係る経費間の配分の変更
- (5) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
- (6) 補助事業の中止又は廃止
- (7) 取組主体の変更
- (8) 事業メニューの新設、中止又は廃止

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月31日における補助事業の遂行の状況を当該年度の1月15日までに、岩手県新しい園芸産地づくり支援事業遂行状況報告書（様式第6号）により、広域振興局長に報告しなければならない。

2 広域振興局長は、前項に定めるもののほか、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（前金払）

第8 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することができる。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県新しい園芸産地づくり支援事業費補助金前金払請求書（様式第7号）を広域振興局長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

3 この通知による改正前の岩手県新しい園芸産地づくり支援事業費補助金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表第1 (第2関係)

区分	事業メニュー	経費	補助額
産地の合意形成に向けた取組	協議会の開催	取組主体が持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産省事務次官通知。以下「国実施要綱」という)別紙1Ⅱ第1の1(2)のア(ア)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
	園芸作物の生産体制の整備	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)のア(イ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
栽培技術の確立等に向けた取組	試験栽培の実施	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)のイ(ア)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
	品種の加工適性試験	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)イ(イ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
	GAP・トレーサビリティ手法の導入	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)イ(ウ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
	販路拡大の取組	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)イ(エ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額
機械・施設のリース方式による導入等の取組	農業機械、園芸用ハウス等の園芸生産施設のリース方式による導入	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)のウ(ア)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額
	省力化・安定生産に必要な生産資材の導入	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)ウ(イ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	当該事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額
	栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催	取組主体が国実施要綱別紙1Ⅱ第1の1(2)ウ(ウ)に規定する事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費。	定額

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県時代を拓く園芸産地づくり支援事業費補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	1部 1部 1部	事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日